

重販最終処分場拡張事業について

項目		予測調査		環境保全措置	部会意見(要旨)	
		環境要素及び調査地点等	調査結果			
大気質	建設機械の稼働による影響	項目: 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 地点: 事業実施区域周辺の民家付近 3 地点	・環境基本法に定める環境基準値をクリア	A	・排出ガス対策型機械の導入 ・作業方法の配慮(アイドリングストップの励行等) ・機械の運行管理(工程管理等による機械の過密稼働防止等)	—
		項目: 粉じん 地点: 事業実施区域周辺の民家付近 3 地点	・目標基準値とする道路環境影響評価の参考値をクリア	A	・散水 ・強風時の作業中断 ・遮音壁の設置 ・機械の運行管理(工程管理等による機械の過密稼働防止等)	—
	車両の走行による影響	項目: 二酸化窒素、浮遊粒子状物質 地点: 主要走行ルート 1 地点	・環境基本法に定める環境基準値をクリア	A	・低公害車の導入 ・作業方法の配慮(アイドリングストップの励行等) ・車両の運行管理(通行ルートの遵守、車両集中の防止)	—
		項目: 粉じん 地点: 主要走行ルート 1 地点	・車両に付着した土砂やトラック等の荷台からの粉じん飛散の影響が予測される	D	・公道における粉じん飛散防止(車両洗浄の徹底) ・車両の運行管理(通行ルートの遵守、車両集中の防止)	—
騒音	建設機械の稼働による影響	項目: 騒音 地点: 敷地境界 3 地点 事業実施区域周辺の民家付近 3 地点	・敷地境界 3 地点は騒音規制法で定める規制基準値をクリア ・民家付近 3 地点のうち 1 地点で、環境基本法で定める環境基準値を超えると予測される ・他の地点はクリア	B	・遮音壁の設置 ・低騒音型機械の導入 ・作業方法の配慮(アイドリングストップの励行等) ・機械の運行管理(工程管理等による機械の過密稼働防止等)	—
	車両の走行による影響	項目: 騒音 地点: 主要走行ルート 1 地点	・現況値と同程度と予測される	C	・低公害車の導入 ・作業方法の配慮(アイドリングストップの励行等) ・車両の運行管理(通行ルートの遵守、車両集中の防止)	—
振動	建設機械の稼働による影響	項目: 振動 地点: 敷地境界 3 地点 事業実施区域周辺の民家付近 3 地点	・振動規制法に定める規制基準をクリア	A	・作業方法の配慮(アイドリングストップの励行等) ・機械の運行管理(工程管理等による機械の過密稼働防止等)	—
	車両の走行による影響	項目: 振動 地点: 主要走行ルート 1 地点	・振動規制法に定める要請限度をクリア	A	・作業方法の配慮(アイドリングストップの励行等) ・車両の運行管理(通行ルートの遵守、車両集中の防止)	—
悪臭	廃棄物の埋立による影響	項目: 特定悪臭物質、臭気指数 地点: 敷地境界 3 地点 事業実施区域の周辺集落 3 地点	・悪臭防止法に定める規制基準をクリア	A	・ガス抜き管の敷設 ・覆土の実施	汚泥とその他の廃棄物を攪拌する際に発生する悪臭の調査を実施し、その結果を評価書に記載すること

※環境保全措置の類型

A: 予測調査で基準値等をクリアしているが、対策によりさらに影響を低減する

B: 予測調査で基準値等を超過することから必要な対策を講じる(対策により基準値等をクリア)

C: 現況値で既に基準値等(事業者以外の要因あり)を超過していることから、対策により影響を低減する。(現況値よりも悪化させない)

D: 基準値等はないが、対策により影響を低減する。

項目		予測調査		環境保全措置	部会意見(要旨)	
		環境要素及び調査地点等	調査結果			
水質	降雨時の水の濁りによる影響	項目:浮遊物質量(降雨強度3ケース) 地点:曾我川合流後2地点	・現況値を下回ると予測される	D	・洪水調整池の設置・維持管理	—
	水処理施設の放流水による影響	項目:生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、 ダイオキシン類 地点:曾我川合流後2地点	・生物化学的酸素要求量は現況と同程度になると予測される ・浮遊物質量、ダイオキシン類は環境基本法に定める環境基準をクリア	C	・排水処理対策(流入水の埋立地内への流入防止等) ・水質の監視(定期的な水質調査等)	—
地形及び地質	最終処分場の存在による影響	項目:重要な地形・地質	・事業実施区域に分布なし	—	—	—
動物	最終処分場の設置・存在・埋立による影響	項目:重要な種(17種) 地点:事業実施区域及びその周辺	・2種で生息場所の消失が予測される ・5種で生息場所の一部消失が予測される ・4種で騒音の影響が予測される	D	・移植(事業実施区域内で確認した巣等を区域外へ移植) ・緑化(種子吹付、植林等) ・騒音・振動の発生抑制	カヤネズミとクチキコオロギについて、事業実施区域周辺においても調査した上で、必要となる環境保全措置を評価書に記載すること
植物	最終処分場の設置・存在・埋立による影響	項目:重要な種(6種) 地点:事業実施区域及びその周辺	・影響はないと予測される	D	・緑化(種子吹付、植林等)	—
生態系	最終処分場の設置・存在・埋立による影響	項目:生態系の注目種等(7種) 地点:事業実施区域及びその周辺	・3種で生息の一部消失が予測される ・1種で餌生物の減少による影響が予測される	D	・緑化(種子吹付、植林等) ・排水処理対策(流入水の埋立地内への流入防止等)	上位性の注目種について、在来種であると確認できていないイタチ属は選定せず、在来種を注目種として選定し、環境保全措置を講ずること
景観	最終処分場の存在による影響	項目:対象事業を視認できた4地点で眺望の変化を予測 地点:①西佐味集落の高所 ②県道富田林五條線と山麓線の交点 ③重阪集落 ④対象事業実施区域南側接道部	・地点④で10mの盛土が視認されると予測される ・それ以外の地点は、眺望の変化がほとんどないと予測される	D	・緑化(種子吹付、植林等)	緑化計画について、地域の景観への影響に配慮し、計画の区分をわけて評価書に記載すること
人と自然とのふれあい活動の場	最終処分場の設置・存在・埋立による影響	項目:大気質、騒音、悪臭、景観の予測結果から、「快適性の変化」と「利用性の変化」を予測 地点:近畿自然歩道	・快適性の変化はほとんどないと予測される ・利用性の変化はほとんどないと予測される	D	・大気質、騒音、悪臭、景観に係る環境保全措置と同様	—
文化遺産	最終処分場の存在による影響	項目:文化財、埋蔵文化財包蔵地 地点:事業実施区域及びその周辺	・指定文化財は存在しないため影響はないと予測される ・埋蔵文化財包蔵地:東側敷地境界付近に2箇所確認されていることから、影響が予測される	D	・御所市教育委員会と協議し、指導に従う	—
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	項目:建設廃棄物、残土 地点:事業実施区域	・残土は埋立覆土や盛土に利用のため0tと予測される ・伐採樹木量は199.2tと予測される ・建設廃棄物は64.0tと予測される	D	・廃棄物発生量の削減(発生土の覆土利用等) ・廃棄物の適正処理	—

※環境保全措置の類型

A: 予測調査で基準値等をクリアしているが、対策によりさらに影響を低減する

B: 予測調査で基準値等を超過することから必要な対策を講じる(対策により基準値等をクリア)

C: 現況値で既に基準値等(事業者以外の要因あり)を超過していることから、対策により影響を低減する。(現況値よりも悪化させない)

D: 基準値等はないが、対策により影響を低減する。